

大津市下水道排水設備指定工事店

◆各種届出等のご案内◆

【指定事項の変更】

次のいずれかに該当する場合、速やかに「大津市下水道排水設備指定工事店異動届」(様式第6号)に、次の書類を添えてお客様設備課の窓口に届出をしてください。

また、各書類をご準備いただく際は、裏面の〈各添付書類の注意事項〉を確認してください。

①組織(商号)を変更したとき

個人	法人	提出書類
	○	定款の写し
	○	登記事項証明書
○	○	大津市下水道排水設備指定工事店証

②代表者に異動があったとき(氏名の変更含む。)

個人	法人	提出書類
-	○	登記事項証明書
-	○	経営者(代表者)の経歴書
-	○	経営者(代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類
-	○	大津市下水道排水設備指定工事店証

※個人事業主が法人に変更した場合、個人から個人へ相続した場合については、「指定廃止」及び「新規指定」の手続きを行ってください。

③営業所を移転したとき

個人	法人	提出書類
○	○	営業所の平面図、付近見取図及び写真
	○	登記事項証明書
○	○	固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可) 又は 賃貸借契約書の写し
○	○	大津市下水道排水設備指定工事店証

④選任する責任技術者に異動があったとき(責任技術者の氏名等の変更含む。)

個人	法人	提出書類
○	○	責任技術者証の写し
○	○	責任技術者との雇用関係を証する書類

⑤住居表示に変更があったとき

個人	法人	提出書類
○		住民票記載事項証明書
	○	登記事項証明書
○	○	大津市下水道排水設備指定工事店証

⑥電話番号に変更があったとき

添付書類なし

<各添付書類の注意事項>

添付書類	変更事由	注意事項
定款の写し	①	直近のもの。末尾に日付と「上記は当社の定款に相違ありません。」と記載し、併せて社名・代表者名も記載してください。
登記事項証明書	①②③	発行日から3ヶ月以内の原本。
経営者（代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類	②	本籍地所在の市町村役場で発行する身分証明書又は身元証明書（コピー不可）。発行日から3カ月以内の原本。
営業所の平面図、写真及び付近見取図	③	写真については、次の3点が写されたもの。 1. 営業所の外観（表札の字が確認できるもの。） 2. 営業所の内観 3. 資材置場（倉庫の場合、倉庫の扉を開けた状態での全景と、倉庫内部の写真。）
責任技術者との雇用関係を証する書類	④	次のいずれか1つを提出してください。法人の場合は、原則1の書類を提出してください。 1. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し 2. 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書の写し 3. 給与所得等に係る市区町村民税・道府県民税・森林環境税・特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し 4. 直近3か月の出勤簿及び賃金台帳の写し（75歳以上の後期高齢者医療の被保険者であって、3により雇用の確認ができないものに限る。）
住民票記載事項証明書	⑤	発行日から3ヶ月以内の原本。

【指定の辞退（営業の廃止、休止等）】

下水道排水設備指定工事店として、適格条件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに大津市下水道排水設備指定工事店証を添え、**大津市下水道排水設備指定工事店指定辞退届（様式第5号）**を提出してください。

[問い合わせ先]

大津市企業局 お客様設備課（大津市役所 新館5階）

電話：077-528-2605 FAX：077-521-8090